

養父市販路開拓事業補助金

募集期間

令和3年 5月24日(月) ~ 予算額に達するまで



補助対象者

養父市内で販路開拓を行う者で次の①から③の全てに該当する者

① 市内に主たる事業所、店舗を有する者で、**小規模事業者**であること

※小規模事業者の定義

商業・サービス業(宿泊・娯楽業除く) ⇒ 常時使用する従業員数5人以下

宿泊業・娯楽業 ⇒ 常時使用する従業員数20人以下

製造業・その他業種 ⇒ 常時使用する従業員数20人以下

② **養父市企業支援センター(商工会)又は金融機関の指導を受けた事業計画を持ち**
持続的な安定経営が見込まれること

③ 市税等の滞納がないこと

補助対象業種

日本標準産業分類に掲げる業種のうち、次に該当するもの

①農業 ②鉱業 ③建設業 ④製造業 ⑤電気業(地域資源を活かし環境に配慮した事業に限る。) ⑥情報通信業 ⑦運輸業 ⑧郵便業 ⑨卸売業 ⑩小売業
⑪宿泊業 ⑫飲食サービス業 ⑬生活関連サービス業 ⑭娯楽業 ⑮教育・学習
支援業及びサービス業

補助対象経費

補助対象期間に支払ったことが証明できる以下の経費

①販路開拓に係る広報宣伝費、印刷製本費 ※HP作成、広告掲載料、チラシ印刷費など

②新規取引先への物流費 ※過去3年以上にわたり取引のない事業者

補助率等

補助対象経費の3分の2

経済対策支援

新型コロナウイルスの影響を受けた小規模事業者の販路開拓の取組に対し支援するため、**令和3年度に限り一律補助率を3分の2へ高上げ**します。

①販路開拓に関わる広告宣伝費、印刷製本費の限度額

・ 限度額10万円

②新規取引先への物流費の限度額

・ 限度額20万円

補助対象期間

補助金交付決定後から令和4年3月31日(木)まで

・ 補助対象経費は、上記期間中に生じたもの対象です。

・ 発注、納品、検収、支払は上記期間中に行ってください。

その他条件等がございますので、詳しくは養父市ホームページ又はお電話でお問い合わせください。

お問い合わせ先

補助金に関すること…養父市役所 商工観光課 ☎079(664)0285

事業計画書の作成に関すること…養父市商工会 ☎079(662)7127

養父市販路開拓事業補助金の申請から補助金交付までの流れ

事業者 1 補助金の交付申請 ※事業に着手する前に

【ア. 申請書(様式第1号)等】の提出

≪添付書類≫

- ・ 事業計画書(別紙1)
※養父市企業支援センター(商工会)又は金融機関の指導を受けたもの
- ・ 事業収支予算書(別紙2) 及び見積書

市 2 補助金交付の決定

事業計画書、収支予算書などから審査を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知します。

事業者 3 実績報告 ※事業が完了次第

【イ. 報告書類(様式第5号等)】の提出

≪添付書類≫

- ・ 事業実績報告書(別紙3)
- ・ 事業収支決算書(別紙4)
- ・ 補助対象経費の確認できる書類(請求書及び領収書等)
- ・ 補助対象経費の経過及び成果を証する書類(成果物等)、写真等
- ・ 市税等の滞納がない証明書
- ・ その他市長が認める書類

市 4 補助金の額の確定

様式第5号等により報告を受けた事業の内容を審査し、補助金確定通知書(様式第6号)により申請者に通知します。

事業者 5 補助金の請求

【ウ. 補助金の交付請求書(様式第7号)】の提出

※補助金確定通知書を受領後、速やかに提出してください。

市 6 補助金の交付

指定された金融機関の口座にお振込にて交付します。